

平成29年度蒲郡市 一般会計 特別会計 企業会計 予算書

目 次

一般会計	1
第1表 歳入歳出予算	
歳 入	2
歳 出	5
第2表 債務負担行為	7
第3表 地 方 債	8
特別会計	
国民健康保険事業	9
介護保険事業	15
後期高齢者医療事業	19
土地区画整理事業	23
企業用地造成事業	27
公共用地対策事業	31
下水道事業	33
三谷町財産区	37
西浦町財産区	39
企業会計	
水道事業	41
病院事業	43
モーターボート競走事業	47

第10号議案

平成29年度蒲郡市一般会計予算

平成29年度蒲郡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,491,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 市税		13,124,800
	1 市民税	5,145,600
	2 固定資産税	5,996,000
	3 軽自動車税	185,200
	4 市たばこ税	635,000
	5 入湯税	85,000
	6 都市計画税	1,078,000
2 地方譲与税		246,000
	1 地方揮発油譲与税	56,000
	2 自動車重量譲与税	140,000
	3 特別とん譲与税	50,000
3 利子割交付金		13,000
	1 利子割交付金	13,000
4 配当割交付金		75,000
	1 配当割交付金	75,000
5 株式等譲渡所得割交付金		60,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	60,000
6 地方消費税交付金		1,450,000
	1 地方消費税交付金	1,450,000
7 ゴルフ場利用税交付金		1,800
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,800
8 自動車取得税交付金		90,000
	1 自動車取得税交付金	90,000

単位：千円

款	項	金額
9 地方特例交付金		40,000
	1 地方特例交付金	40,000
10 地方交付税		1,580,000
	1 地方交付税	1,580,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		32,952
	1 負担金	32,952
13 使用料及び手数料		834,682
	1 使用料	668,816
	2 手数料	165,866
14 国庫支出金		2,921,521
	1 国庫負担金	2,534,600
	2 国庫補助金	367,089
	3 委託金	19,832
15 県支出金		1,914,289
	1 県負担金	954,127
	2 県補助金	830,625
	3 委託金	129,537
16 財産収入		124,250
	1 財産運用収入	120,930
	2 財産売払収入	3,320
17 寄附金		204,220

単位：千円

款	項	金額
	1 寄附金	204,220
18 繰入金		1,615,108
	1 基金繰入金	1,597,596
	2 財産区繰入金	17,512
19 繰越金		200,000
	1 繰越金	200,000
20 諸収入		1,346,678
	1 延滞金	10,000
	2 市預金利子	393
	3 貸付金元利収入	358,320
	4 受託事業収入	45,630
	5 雑入	932,335
21 市債		1,604,700
	1 市債	1,604,700
歳入合計		27,491,000

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 議会費		263,141
	1 議会費	263,141
2 総務費		3,359,386
	1 総務管理費	2,841,495
	2 徴税費	340,892
	3 戸籍住民基本台帳費	126,586
	4 選挙費	14,980
	5 統計調査費	2,651
	6 監査委員費	32,782
3 民生費		10,409,651
	1 社会福祉費	5,748,812
	2 児童福祉費	3,633,187
	3 生活保護費	1,027,652
4 衛生費		2,637,324
	1 保健衛生費	1,378,404
	2 清掃費	1,258,920
5 農林水産業費		364,635
	1 農業費	334,417
	2 林業費	16,140
	3 水産業費	14,078
6 商工費		716,250
	1 商工費	716,250
7 土木費		2,705,228

単位：千円

款	項	金額
	1 土木管理費	258,839
	2 道路橋りょう費	850,632
	3 河川費	41,330
	4 港湾費	68,471
	5 都市計画費	1,374,995
	6 住宅費	110,961
8 消防費		1,459,790
	1 消防費	1,459,790
9 教育費		2,833,720
	1 教育総務費	487,820
	2 小学校費	351,155
	3 中学校費	249,582
	4 社会教育費	689,608
	5 保健体育費	1,055,555
10 災害復旧費		4,200
	1 災害対策費	2,200
	2 総務施設災害復旧費	150
	3 民生施設災害復旧費	150
	4 衛生施設災害復旧費	150
	5 農林水産施設災害復旧費	200
	6 商工施設災害復旧費	150
	7 土木施設災害復旧費	600
	8 消防施設災害復旧費	150

単位：千円

款	項	金額
	9 教育施設災害復旧費	450
11 公債費		2,687,675
	1 公債費	2,687,675
12 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳 出 合 計		27,491,000

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
土地改良施設維持補修事業	平成30年度	6,200
道路補修事業	平成30年度	20,000
東三河消防緊急通信指令施設負担金	平成30年度～平成34年度	83,675
消防緊急通信指令施設更新事業	平成30年度～平成34年度	182,275

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎耐震補強事業	14,500	証書借入又は証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還することができない。
塩柄園地公衆トイレ整備事業	12,900			
道路補修事業	22,300			
道路新設改良事業	110,000			
橋りょう改修事業	6,000			
公的サイン整備事業	3,600			
公園整備事業	56,100			
市営住宅補修事業	26,100			
消防・防災施設整備事業	125,400			
移動系防災行政無線整備事業	203,900			
小学校トイレ改修事業	8,900			
体育施設整備事業	15,000			
臨時財政対策債	1,000,000			
計	1,604,700			

第11号議案

平成29年度蒲郡市国民健康保険事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,496,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,934,459
	1 国民健康保険税	1,934,459
2 国庫支出金		1,781,224
	1 国庫負担金	1,512,022
	2 国庫補助金	269,202
3 療養給付費交付金		76,659
	1 療養給付費交付金	76,659
4 前期高齢者交付金		2,003,298
	1 前期高齢者交付金	2,003,298
5 県支出金		452,427
	1 県負担金	74,675
	2 県補助金	377,752
6 共同事業交付金		2,159,635
	1 共同事業交付金	2,159,635
7 財産収入		300
	1 財産運用収入	300
8 繰入金		989,780
	1 繰入金	704,000
	2 基金繰入金	285,780
9 繰越金		70,000
	1 繰越金	70,000
10 諸収入		28,518
	1 諸収入	28,518

単位：千円

款	項	金額
歳入合計		9,496,300

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		99,296
	1 総務管理費	92,332
	2 徴税費	6,964
2 保険給付費		5,412,408
	1 療養諸費	4,775,448
	2 高額療養費	600,400
	3 移送費	60
	4 出産育児諸費	30,000
	5 葬祭諸費	6,500
3 老人保健拠出金		43
	1 老人保健拠出金	43
4 介護納付金		428,606
	1 介護納付金	428,606
5 後期高齢者支援金等		1,094,725
	1 後期高齢者支援金等	1,094,725
6 前期高齢者納付金等		3,955
	1 前期高齢者納付金等	3,955
7 共同事業拠出金		2,219,784
	1 共同事業拠出金	2,219,784
8 保健事業費		99,173
	1 保健事業費	18,888
	2 特定健康診査等事業費	80,285
9 基金積立金		91,010

単位：千円

款	項	金額
	1 基金積立金	91,010
10 諸支出金		27,300
	1 償還金及び還付加算金	27,300
11 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		9,496,300

第 12 号議案

平成 29 年度蒲郡市介護保険事業特別会計予算

平成 29 年度蒲郡市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,957,400 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 29 年 2 月 27 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 介護保険料		1,388,777
	1 介護保険料	1,388,777
2 使用料及び手数料		140
	1 手数料	140
3 国庫支出金		1,277,522
	1 国庫負担金	985,023
	2 国庫補助金	292,499
4 支払基金交付金		1,529,176
	1 支払基金交付金	1,529,176
5 県支出金		787,550
	1 県負担金	748,039
	2 県補助金	39,511
6 財産収入		479
	1 財産運用収入	479
7 繰入金		946,500
	1 繰入金	946,500
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		27,255
	1 延滞金	10
	2 預金利子	1
	3 雑入	27,244
歳入合計		5,957,400

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		252,557
	1 総務管理費	157,258
	2 徴収費	7,299
	3 介護認定審査会費	88,000
2 保険給付費		5,333,600
	1 介護サービス給付費	4,793,900
	2 介護予防サービス給付費	243,100
	3 その他諸費	3,100
	4 高額介護サービス費	75,600
	5 高額医療合算介護サービス費	14,000
	6 特定入所者介護サービス等費	203,900
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		249,113
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	128,943
	2 包括的支援事業・任意事業費	120,170
5 基金積立金		115,918
	1 基金積立金	115,918
6 諸支出金		1,202
	1 償還金及び還付加算金	1,202
7 予備費		5,000
	1 予備費	5,000

単位：千円

款	項	金額
歳出合計		5,957,400

第13号議案

平成29年度蒲郡市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,976,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		787,414
	1 後期高齢者医療保険料	787,414
2 繰入金		1,121,400
	1 繰入金	1,121,400
3 繰越金		30,627
	1 繰越金	30,627
4 諸収入		37,459
	1 延滞金	10
	2 償還金及び還付加算金	1,432
	3 預金利子	1
	4 受託事業収入	34,424
	5 雑入	1,592
歳入合計		1,976,900

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		9, 1 6 8
	1 総務管理費	5, 6 6 7
	2 徴収費	3, 5 0 1
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 9 1 5, 8 3 3
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 9 1 5, 8 3 3
3 保健事業費		4 7, 4 6 7
	1 保健事業費	4 7, 4 6 7
4 諸支出費		1, 4 3 2
	1 償還金及び還付加算金	1, 4 3 2
5 予備費		3, 0 0 0
	1 予備費	3, 0 0 0
歳 出 合 計		1, 9 7 6, 9 0 0

第14号議案

平成29年度蒲郡市土地区画整理事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,614,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 保留地処分金		90,000
	1 保留地処分金	90,000
2 分担金及び負担金		68,000
	1 負担金	68,000
3 国庫支出金		278,883
	1 国庫補助金	278,883
4 繰入金		790,000
	1 繰入金	790,000
5 繰越金		78,017
	1 繰越金	78,017
6 諸収入		100
	1 雑入	100
7 市債		309,700
	1 市債	309,700
歳入合計		1,614,700

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		1,016,789
	1 事務所費	111,308
	2 事業費	905,481
2 公債費		592,911
	1 公債費	592,911
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳 出 合 計		1,614,700

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	309,700	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第15号議案

平成29年度蒲郡市企業用地造成事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の企業用地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 繰入金		15,000
	1 繰入金	15,000
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 市債		6,000
	1 市債	6,000
歳入合計		21,100

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 企業用地造成事業費		19,931
	1 事業費	19,931
2 公債費		169
	1 公債費	169
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		21,100

第2表 地方債

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
企業用地造成事業	6,000	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第16号議案

平成29年度蒲郡市公共用地対策事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の公共用地対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ170,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		121,100
	1 財産売払収入	121,100
2 繰越金		49,590
	1 繰越金	49,590
3 諸収入		10
	1 雑入	10
歳入合計		170,700

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 公共用地対策事業費		170,700
	1 公共用地対策事業費	170,700
歳出合計		170,700

第17号議案

平成29年度蒲郡市下水道事業特別会計予算

平成29年度蒲郡市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,708,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 分担金及び負担金		112,883
	1 分担金	10
	2 負担金	112,873
2 使用料及び手数料		849,040
	1 使用料	849,000
	2 手数料	40
3 国庫支出金		377,600
	1 国庫補助金	377,600
4 繰入金		700,000
	1 繰入金	700,000
5 繰越金		159,998
	1 繰越金	159,998
6 諸収入		479
	1 預金利子	1
	2 雑入	478
7 市債		508,800
	1 市債	508,800
歳入合計		2,708,800

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 下水道事業費		1, 948, 090
	1 総務管理費	782, 386
	2 下水道建設費	1, 165, 704
2 公債費		755, 710
	1 公債費	755, 710
3 予備費		5, 000
	1 予備費	5, 000
歳 出 合 計		2, 708, 800

第2表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理事業	平成30年度	8,000

第3表 地方債

単位：千円

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道事業	508,800	証書借入	3.0%以内	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により繰上償還することができる。

第18号議案

平成29年度蒲郡市三谷町財産区特別会計予算

平成29年度蒲郡市の三谷町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		22,672
	1 財産運用収入	22,652
	2 財産売払収入	20
2 繰越金		5,817
	1 繰越金	5,817
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		28,500

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		14,385
	1 総務管理費	14,385
2 諸支出金		12,115
	1 繰出金	12,115
3 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		28,500

第 19 号議案

平成 29 年度蒲郡市西浦町財産区特別会計予算

平成 29 年度蒲郡市の西浦町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,100 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 29 年 2 月 27 日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 財産収入		10,619
	1 財産運用収入	10,609
	2 財産売払収入	10
2 繰越金		2,470
	1 繰越金	2,470
3 諸収入		11
	1 預金利子	1
	2 雑入	10
歳入合計		13,100

歳出

単位：千円

款	項	金額
1 総務費		6,803
	1 総務管理費	6,803
2 諸支出金		5,397
	1 繰出金	5,397
3 予備費		900
	1 予備費	900
歳出合計		13,100

第20号議案

平成29年度蒲郡市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度蒲郡市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年度末給水栓数	33,367 栓
(2) 年間総給水量	9,600,000 m ³
(3) 一日平均給水量	26,301 m ³
(4) 主要な建設改良事業 配水管布設等事業	861,400 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	1,923,800 千円
第1項 営業収益	1,773,472 千円
第2項 営業外収益	150,298 千円
第3項 特別利益	30 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	1,794,900 千円
第1項 営業費用	1,754,207 千円
第2項 営業外費用	30,663 千円
第3項 特別損失	30 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額781,700千円は過年度分損益勘定留保資金781,700千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	277,000 千円
第1項 固定資産売却代金	10 千円
第2項 負担金	74,630 千円
第3項 分担金	41,834 千円
第4項 補助金	160,526 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,058,700千円
第1項 建設改良費	982,474千円
第2項 企業債償還金 (債務負担行為)	76,226千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
水道施設修繕事業	平成30年度	6,500
収納等総合業務委託事業	平成30年度～34年度	517,482
経営戦略策定事業	平成30年度	3,456
送水管布設事業	平成30年度	155,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、60,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用

(2) 資本的支出の建設改良費及び企業債償還金間の相互における流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 129,625千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、13,613千円と定める。

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第21号議案

平成29年度蒲郡市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度蒲郡市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	382床
(2) 年間患者数	274,980人
入院患者数	91,980人
外来患者数	183,000人
(3) 一日平均患者数	1,002人
入院患者数	252人
外来患者数	750人
(4) 主要な建設改良事業	
建物設備改良工事費	11,136千円
器械備品購入費	135,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	7,092,100千円
第1項 医業収益	6,140,960千円
第2項 医業外収益	951,110千円
第3項 特別利益	30千円
支 出	
第1款 病院事業費用	7,785,300千円
第1項 医業費用	7,495,123千円
第2項 医業外費用	270,157千円
第3項 特別損失	20千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,700千円は過年度分損益勘定留保資金336,700千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	5 8 6, 6 0 0 千円
第1項 企 業 債	8 5, 0 0 0 千円
第2項 出 資 金	5 0 1, 4 0 0 千円
第3項 固定資産売却代金	1 0 0 千円
第4項 投資償還金	1 0 0 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	9 2 3, 3 0 0 千円
第1項 建設改良費	1 4 6, 7 1 0 千円
第2項 企業債償還金	7 6 3, 4 3 9 千円
第3項 投 資	1 3, 1 5 1 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事 項 | 蒲郡市看護師等修学資金 |
| (2) 期間及び限度額 | 蒲郡市看護師等修学資金貸与条例に基づき、平成29年度において貸与を決定した期間及び額 |

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | |
|---------------|---|
| (1) 起 債 の 目 的 | 医療機器等整備事業費に充てるため。 |
| (2) 限 度 額 | 8 5, 0 0 0 千円 |
| (3) 起 債 の 方 法 | 証書借入
借入時期は平成29年度中とする。ただし、事業の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰延べて借入れることができる。 |
| (4) 利 率 | 年利3.0%以内 |
| (5) 償 還 の 方 法 | 借入先の融資条件による。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- | |
|--------------------------------------|
| (1) 収益的支出の医業費用、医業外費用及び特別損失間の相互における流用 |
| (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 4,279,112千円
(2) 交際費 1,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、881,192千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	電話交換機	一式
	臨床検査機器	一式

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

第22号議案

平成29年度蒲郡市モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度蒲郡市モーターボート競走事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 開 催 日 数	192日
(2) 年間勝舟投票券発売金	77,250,000千円
(3) 一日平均勝舟投票券発売金	402,344千円
(4) 年間場間場外受託発売金	12,424,930千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 競艇事業収益	81,805,600千円
第1項 営業収益	81,751,189千円
第2項 営業外収益	54,411千円
支 出	
第1款 競艇事業費用	80,661,800千円
第1項 営業費用	78,874,073千円
第2項 営業外費用	1,767,727千円
第3項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,619,500千円は建設改良積立金821,703千円、減債積立金286,237千円、過年度分損益勘定留保資金168,912千円及び当年度分損益勘定留保資金342,648千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,000,000千円
第1項 繰入金	0千円
第2項 償還金	2,000,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	3, 6 1 9, 5 0 0 千円
第1項 建 設 改 良 費	8 2 1, 7 0 3 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2 8 6, 2 3 7 千円
第3項 投 資	2, 5 0 1, 5 6 0 千円
第4項 予 備 費	1 0, 0 0 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
広 告 宣 伝 事 業	平成30年度	2, 5 0 0
出 走 表 発 行 事 業	平成30年度	1 2 0, 0 0 0

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出の営業費用、営業外費用及び特別損失間の相互における流用
- (2) 資本的支出の建設改良費、企業債償還金及び投資間の相互における流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 7 5 8, 4 1 8 千円
- (2) 交 際 費 1, 0 0 0 千円

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
投 票 機 器	T 8 自 動 発 売 投 票 機	2 6 台
	T 8 自 動 発 売 払 戻 投 票 機	1 1 台
	キ ャ ッ シ ュ レ ス 投 票 端 末 機	1 0 台
発 売 シ ス テ ム	ト ー タ リ ゼ ー タ シ ス テ ム 及 び キ ャ ッ シ ュ レ ス 機 器 増 設 対 応 シ ス テ ム	一 式

平成29年2月27日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

